

「ロコ・ロンドン金取引」商法の被害に関する意見書

2007年3月16日

日本弁護士連合会

「ロコ・ロンドン金取引」商法による被害の急増という事態を受けて、次のとおり意見を述べる。

はじめに

当連合会は、かねてから金融分野に横断的・包括的な法整備が必要であることを指摘し、2006年6月成立の金融商品取引法の立法に際しても、金融デリバティブだけでなく商品デリバティブ（注1）をも包括した横断的規制とするよう要請してきた（注2）。ところが、商品先物取引等の商品デリバティブを主管する経済産業省と農林水産省が規制の包括化に強く反対した結果、金融商品取引法の適用対象から商品デリバティブが除外され、なお監督の縦割り構造と規制の隙間が残された。

近時、「ロコ・ロンドン貴金属取引」「ロコ・ロンドン保証金取引」といった名称の取引（以下、この取引による商法を「ロコ・ロンドン金取引」商法という。）による被害が急激に増加しつつある。この取引は、市場取引によらない私的な差金決済取引であり、広範な消費者被害を生んだ「外国為替証拠金取引」商法と同一の構造を持つ商品である。商品デリバティブの規制の隙間をねらった新たな「投資商法」である。

そもそも、こうした被害が生じる原因は、当連合会が早くから指摘してきたとおり、投資商品について横断的・包括的な規制が不十分で、規制の隙間が存することにある。これ以上、同種の被害を出さないために、商品デリバティブについての実効ある横断的・包括的規制を早急に実現すべきである。また、「ロコ・ロンドン金取引」商法に対しては、国は、これ以上被害を拡大させないために、迅速な対応をすべきである。

意見の趣旨

- 1 国（経済産業省、農林水産省、衆議院、参議院）は、商品デリバティブに対する実効ある横断的・包括的な規制・監督を行うよう商品取引所法及び海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の改正などによる法整備を早急に行うべきである。この法整備にあたっては、業者に

よる不招請勧誘を全面的に禁止する規律を設けるべきである。

- 2 国（経済産業省、国民生活センター、公正取引委員会、警察庁、検察庁）は、いわゆる「ロコ・ロンドン金取引」商法による被害の拡大を防止し、既に発生している被害を救済するために、迅速かつ適切に対処されたい。

意見の理由

第1 「ロコ・ロンドン金取引」商法の被害実態等

1 被害実態

国民生活センターは、2006年秋ころから「ロコ・ロンドン金取引」商法に関する相談が寄せられるようになったとして、2007年1月12日付で「新手の投資話『ロコ・ロンドン金』に注意！」と題する警告を発し（注3）、経済産業省も、同省に相談が寄せられているとして、2007年1月に『ロコ・ロンドン取引』と称する金（貴金属）の取引にご注意下さい」と題する警告を発している（注4）。

国民生活センターへの相談については、2007年2月19日までに100件を超え、相談者の85%が50歳以上、半数以上が70歳以上の高齢者であること、被害額は1000万円を超えるものもあること、相談が寄せられた対象業者は「外国為替証拠金取引」商法から移行したと見られる業者を含め約20社に上っていること等が、報じられている（注5）。また、国民生活センターの上記警告では、「70歳の高齢者がたった2日で100万円以上の損」をした事例、「執拗・強引な電話勧誘を受け、借金までして取引をしたが、150万円も損」をした事例が紹介されており、経済産業省の警告の中でも相談事例が公表されている。

本年2月中旬に全国各地の単位弁護士会を中心に実施された「先物取引被害等110番」においても、「ロコ・ロンドン金取引」商法について、34件にのぼる相談が寄せられた（2月26日までの集計分356件中）。昨年同時期に相談件数はゼロであったところ、今回の「先物取引被害等110番」では相談件数が全件中約1割にものぼっているものであり、この間被害が急速に広がりつつあることが現れている。

以下に詳しく述べるとおり、「ロコ・ロンドン金取引」商法は、規制の隙間をねらって広がっているものであり、業者と顧客との利害が対立関係にあるという商品構造を有する。これらの点や先行している被害実態等に鑑みれば、このままこの問題を放置すれば、「外国為替証拠金取引」商法と同様の被害拡大を来すことは必至である。

2 ロコ・ロンドン金取引について

(1) 「ロコ・ロンドン金取引」商法の仕組み

「ロコ・ロンドン金取引」商法における取引は、業者が提示する「ロンドン渡しの金現物価格」を差金決済指標とする差金決済取引であり、顧客が証拠金（保証金）を預託して行う「投資商品」として勧誘・販売されているものであって、その実態は、顧客と業者がそれぞれ互いに契約の当事者となって金銭の得喪を争う、相対（あいたい）取引による商品デリバティブ取引である。価格変動を利用した差金決済を証拠金（保証金）の預託により行う点において先物取引に類似し、証拠金（保証金）による差金決済取引を業者と顧客の相対取引で行う点において「外国為替証拠金取引」商法と同一の構造を持つ取引である。

「ロコ・ロンドン金取引」商法の基本的な内容は、おおよそ以下のとおりである。

顧客は、業者に対して、ロンドン渡しの金現物100トロイオンス（1トロイオンス＝31.1035グラム）を1取引単位とする最低取引単位あたり50万円の「証拠金」または「保証金」を支払ってロンドン渡しの金を売買したと同様の（差金決済を行う）地位を取得し、任意の時点で当該地位（ポジション）と反対の取引をすることによって生ずる観念上の差損益について差金の授受を行う。

また、顧客は、取引を行う（金の空売りをする）ことにより、1取引単位当たり1日数百円の「スワップ」と称する「金利」を得ることができるとされる。

なお、差金決済指標となる「ロンドン渡しの金」の価格は（「ロコ・ロンドン金取引」が相対取引であるから当然であるが）、業者が任意に設定し、かつ、同取引のために決められる必要がある「為替レート」も上記「スワップ」も、業者が任意に設定するものとされている。また、1取引単位当たり、5万円程度の「手数料」及びその5パーセントの消費税が徴求されることになっている。

(2) いわゆる「ロコ・ロンドン市場」との関係

「ロコ・ロンドン」とは、金現物取引において使われる用語であり、“ロコ”とは貿易条件で「現場渡し価格」（運賃や保険料等を一切含まない価格），“ロンドン”はロンドン金市場を意味する。通常、「ロコ・ロンドン」金取引とは、「金現物の受渡し場所をロンドンにすることを条件とした場合の価格」による金取引を指す。実際にロンドンにおいて金現物の受渡しを行うことを意味している訳ではなく、あくまでも「運賃や保険料等を一切含まないネットの金取引価格」の総称として使われ、金（現物）1トロイオンス当たりの米ドル建てで表わされる。

「ロコ・ロンドン金取引」商法は、業者間の金取引でこのような用語があることをヒントに考え出されたものである。「ロコ・ロンドン金取引」商法において差金決済指標として用いられているのは、「ロコ・ロンドン」市場の金価格である。しかし、現実にはロコ・ロンドンにおいて金現物が買い付けられているわけではなく、「ロコ・ロンドン」市場の金価格が「投資商品」の差金決済指標として用いられているにすぎない。

このように、「ロコ・ロンドン金取引」商法による取引は、一般顧客に対して「投資商品」として勧誘されているものであり、銀行や商社、鉱山会社等国際的な大手事業者を中核とする相対取引市場において行われている「ロコ・ロンドン」金取引とは異なるものである。

第2 「ロコ・ロンドン金取引」商法による被害急増の背景と法整備の必要性

1 「ロコ・ロンドン金取引」商法の被害急増の背景

「ロコ・ロンドン金取引」商法の被害急増の背景には、投資取引特に商品デリバティブ取引に関する法規制が包括的に行われておらず、規制の隙間があるという法制度の不備がある。

現在、国内の商品デリバティブは「商品取引所法」により、海外の商品デリバティブは「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」により規制が行われている。国内の商品デリバティブについては、(狭義の)先物取引の他、指数先物取引、オプション取引、これらの店頭取引・相対取引を含めた規制が行われているが(商品取引所法第2条第8項・第6条・第349条)「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」では、規制対象が海外の(政令で指定された)取引所において行われる(政令で指定された商品に関する)狭義の先物取引に限定されており(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律第2条)、海外の取引所における商品先物オプション取引や指数先物取引、取引所によらない店頭取引・相対取引は規制の対象外であり、野放しの状態である。

このように、現行法上、海外の取引所における商品先物オプション取引・指数先物取引、店頭取引・相対取引による海外の商品デリバティブは、監督官庁の存しない法規制の隙間となっており、悪質業者はこの規制の隙間を利用して、一般消費者を食い物にしている。

「ロコ・ロンドン金取引」商法は、まさに、業者が規制外の海外商品デリバティブを装って、規制の網を逃れるべく営業活動を行っているものであり、まさに上記の規制の隙間が被害の拡大を許しているのである。

(但し、「ロコ・ロンドン金取引」商法については、国内の商品デリバティブとして「商品取引所法」の規制対象と解すべきであることは、後述のとおりである。)

2 法整備の必要性

現在のように、法規制に隙間がある限り、悪質な業者がその隙間を利用して営業活動を行い、消費者被害を発生させる弊害はなくなる。この点は、当連合会が、かねてから重ねて意見を述べてきているところである。

この点、金融デリバティブについては、「金融商品取引法」により相当程度包括的な規制が導入され(金融商品取引法第2条)金融庁の監督下におかれることとなった。

これに対して、商品デリバティブについては、金融商品取引法の規制対象から除外されたばかりか、従来の「商品取引所法」と「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」による規制という国内と海外を区分した規制のあり方を見直すことなく、また、海外商品デリバティブに関する規制の隙間も埋められることなくそのまま放置されている。

「ロコ・ロンドン金取引」商法のような被害をこれ以上生み出すことがないように、商品デリバティブの分野においても包括的な規制を早急に行い、法規制の隙間をなくす必要がある。

その場合、本来的には、商品デリバティブについても金融商品取引法の適用対象とし、デリバティブ取引全般について包括的かつ横断的な規制・監督を行うべきである。

仮に、商品デリバティブの規制について、当面現状と同様に経済産業省及び農林水産省による規制・監督の継続を前提とするのであれば、商品取引所法を改正し、市場が国内であるか海外であるかを問わず、しかも狭義の先物取引に限らず商品デリバティブ全般について、横断的・包括的な規制を行うべきである。

さらに、「ロコ・ロンドン金取引」商法あるいはそれと類似の取引による被害の防止は早急に行う必要があるところ、上記の商品取引所法改正までの応急措置としては「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」を改正し、海外の取引所における商品先物オプション取引・指数先物取引や取引所によらない店頭取引・相対取引も規制の対象とし、実効ある厳重な規制・監督を行わなければならない。すなわち、業者の資産要件等による参入規制・顧客資産の分別管理・コンプライアンス体制・行為規制などの基本的なルールを整備し、経済産業省及び農林水産省にその遵守状況を監視させるべきである。

特に、「ロコ・ロンドン金取引」商法においても、不招請の電話・訪問勧誘により被害が生じている実態が存するところ、上記の法改正を行う際には、当連合会が繰り返し指摘し、また、金融商品取引法制定の際の参議院附帯決議（注6）においてもその検討が指摘されているとおり、業者による不招請勧誘を禁止する法整備を行うべきである。

第3 いわゆる「ロコ・ロンドン金取引」商法の違法性

以上のとおり、「ロコ・ロンドン金取引」商法については、現行の業法上これを監督する体制は存しない。このような被害をこれ以上出さないためには本来早急な法整備が必要であるが、現に被害が拡大しつつある「ロコ・ロンドン金取引」商法については、現行法によってできる限りの対処を迅速に行うべきである。

1 賭博罪等

相場による差金決済取引は、相場の変動という偶然の事情によって財物の得喪を争う行為であって、刑法上の賭博罪（刑法第185条）に該当しうる。そして、商品デリバティブについては商品取引所法第329条・第365条により、金融デリバティブについては金融商品取引法第202条第1項により（現行法上は、証券取引法第201条第1項、金融先物取引法第44条の3・第148条・第154条・第161条）それぞれ刑法の特別法として刑罰を加重した規定がおかれている（現行法上、刑の過重の対象となる行為は、国内公設市場の取引によらないで国内公設取引所の相場を利用して差金を授受することを目的とする行為である。）

相場による差金決済取引も、商品取引所法などの法令により当該行為が許容されている場合には「法令行為」（刑法第35条）として違法性が阻却される。また、業者（商社・金融機関等）がそのリスクヘッジや投機のために先物取引などの商品デリバティブを行う場合は、「正当な業務による行為」（刑法第35条）として違法性が阻却される余地がある。

この点、「ロコ・ロンドン金取引」商法における取引は、業者と顧客の相対による差金決済取引において、金相場及び為替相場の変動という偶然の事情によって財物の得喪を争う行為であって、取引を許容する法令が存せず、また正当業務行為と認めるべき事情もないことから、違法性の阻却もなく、刑法上の賭博罪に該当しうる。

民事事件における判断ではあるが、「ロコ・ロンドン金取引」商法と同一の構造を持つ「外国為替証拠金取引」商法については、同取引が私的な差金決済取引であり賭博行為に該当しその違法性を阻却する事由が存

しない旨の裁判例、あるいは、取引の仕組みを違法とする旨の裁判例が重ねられている（注7）。例えば、東京高判平成18年9月21日は、「外国為替証拠金取引」について顧客と業者が「相互に財産上の利益を賭け、偶然の勝敗によってその得失を決めるものであるから、賭博にあたり、公序良俗に違反する」と判示する。また、岡山地判平成18年11月9日は、賭博罪（刑法第185条）および賭博場開帳等図利罪（刑法第186条第2項）の構成要件該当性を認めたとうえで、顧客の側に不利な「賭博としても甚だ不公平な仕組み」と判示している。「ロコ・ロンドン金取引」商法における賭博行為該当性及び違法阻却事由の不存在についても、こうした「外国為替証拠金取引」商法における裁判例の蓄積を踏まえて、検討されるべきである。

上記のとおり、「ロコ・ロンドン金取引」商法における各取引は、賭博罪に該当しうる行為であるところ、取引業者が「ロコ・ロンドン金取引」商法を営業活動として行っている点に鑑みれば、業者の行為は常習賭博罪（刑法第186条1項）に該当しうるものであり、さらに、業者が事業体として営業活動のための物的人的設備を整えて営業を行い、かつ営業活動により利益を図ろうとするものであることに鑑みれば、業者の行為は、賭博場開帳等図利罪（同法第186条第2項）にも該当しうる。

2 詐欺罪等

業者が、真実と異なる事実を告げるなど顧客を欺もうして取引を勧誘して、証拠金（保証金）等を取得し、これを経費等に費消してしまっている場合には、業者に詐欺罪が成立する（刑法第246条）。

「ロコ・ロンドン金取引」商法は、業者と顧客の利害が対立関係にある、私的な差金決済取引であることから、業者の詐欺行為を招来しやすい構造を有している。すなわち、「ロコ・ロンドン金取引」では、顧客が利益を出す場合は業者が同額の損失を被り、顧客が損失を出した場合には業者は同額の利益を得ることになる。この取引において、業者の利益の源泉は、取引手数料と顧客の取引上の損失による業者の利益であり、他方、業者は顧客が利益を上げることにより損失を被る。「ロコ・ロンドン金取引」は新規の投資商品であり、業者側は取引の仕組み等について熟知しているが、他方、顧客側の情報は限られており、また、業者に比してその情報収集能力や判断力は格段に劣る。業者側による、取引関係や取引内容の操作は容易であり、欺罔行為が行なわれやすい。

「ロコ・ロンドン金取引」商法と同一の構造を持つ「外国為替証拠金取引」商法の裁判例においても、業者に損失が累積すれば破綻必至であり、その場合顧客側は益金はもちろん証拠金すら回収する術がないなど、

賭博としても甚だしく不公平な仕組みであることや（注8）、市場につながっていない取引では、顧客の理解の不十分さと相まって、その取引明細は業者によりいかようにも操作され得ることが指摘されている（注9）。また、「外国為替証拠金取引」商法は2004年の金融先物取引法改正により金融庁の監督下におかれることとなったが、同改正法が施行された2005年度の金融先物取引法を根拠法令とする金融先物取引業者に対する行政処分は58件にものぼっており、かつ、そのほとんどの事例において「処分の主たる契機」は「支払い不能に陥るおそれ、区分管理違反」とされている。財務的基盤の脆弱な業者が多数参入し、消費者被害をもたらした実態が現れている。「ロコ・ロンドン金取引」商法も、同一の構造を持つ商品に関するこうした過去の事例を踏まえて、十分な検討が行われるべきである（注10）。

「ロコ・ロンドン金取引」において、顧客には利益を上げさせない意図であるのにこれを秘して必ず儲かるなどといった場合、あたかも市場取引であるかのごとく装って相対取引である「ロコ・ロンドン金取引」を勧誘した場合、業者が受領した証拠金（保証金）を経費等に使用してしまうような状況にあり証拠金（保証金）の償還可能性がないにもかかわらず顧客を取引に誘引した場合、あるいは、そもそも顧客との間で「ロコ・ロンドン金価格」を指標とする差金決済取引を行う意思は有せず単に金員騙取の手段として「ロコ・ロンドン金取引」を用い証拠金（保証金）を取得したなどの場合には、業者には詐欺罪（刑法第246条）が成立する。

さらに、業者が詐欺行為を組織的に営業方針として行っている場合には、業者の行為は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条にも該当する行為となる。

3 類似施設開設の禁止違反

前記のとおり、「ロコ・ロンドン金取引」商法は「ロンドン渡しの金現物価格」を差金決済指標としており、あたかも海外の商品デリバティブであるかのごとく装っている。しかし、「ロコ・ロンドン金取引」商法は上記価格を差金決済指標としているものの国内で行われている相対取引であるから、国内の商品デリバティブに他ならず、商品取引所法が適用される。

商品取引所法第6条は、「商品市場類似施設の開設の禁止」と題し、「何人も、商品または商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する取引所有価証券市場及び金融先物取

引法（昭和63年法律第77号）第2条第6項に規定する金融先物取引所の開設する同条第3項に規定する金融先物市場を除く。）を開設してはならない。」（同条第1項）「何人も、前項の施設において先物取引に類似する取引をしてはならない。」（同条第2項）と規定している（罰則につき商品取引所法第357条第1号）。

この規定は1990年の商品取引所法改正以前は、先物取引の投機性に着目した取引秩序の維持と取引所集中主義の点に重きをおいて理解されていたが、1990年の商品取引所法改正の際に、「委託者保護のいっそうの充実を図る」ため、「先物取引に類似するための施設の開設を禁止して、その取引による被害の防止を図ること」として、従前の条文の表現を改め、広く「先物取引に類似する取引」の施設の開設を規制の対象とすることを明らかにしたものである（注11）。このような趣旨から、「先物取引に類似する取引」は、典型的な「先物取引」ではない差金決済取引も含まれるものと解されている（注12）。

「ロコ・ロンドン金取引」商法は、証拠金（保証金）を預託して「金」（または「金の価格」）について差金決済取引を行うものであり、「先物取引に類似する取引」と解することができる。かつ、業者は企業体として営業活動を組織的に行うものであるから、業者の行為は商品先物取引に類似する取引をするための施設を開設するものと解することができる。

第4 立法措置と迅速な対応を行うべきである

- 1 以上のとおり、「ロコ・ロンドン金取引」商法は、賭博罪、詐欺罪や類似施設開設の禁止違反等に該当しうる行為であり、これ以上被害を拡大させないためにも、国の迅速な対応が求められる。

「ロコ・ロンドン金取引」商法と同一の構造を持つ「外国為替証拠金取引」商法は、極めて悪質性の高い、異常な商法であり、その被害は深刻であった。90歳の高齢者に取引させたり、株式会社を称しながら会社法人格を有してさえいない業者もあった。裁判例に顕れた事案だけでも、取引の終了を申出た後業者が架空の取引を作出し証拠金の返還を拒絶した旨認定された事例（注13）、無断売買が認定された事案（注14）、精算金の返還すらしない事案（注15）など信じがたい悪質な事例が多数見られる。

このような異常な被害は、被害拡大を防ぐための早期対応が遅れたことによるものと指摘せざるを得ず、国は、「外国為替証拠金取引」商法の轍を踏むことのないよう、迅速に「ロコ・ロンドン金取引」商法への対応を行うべきである。

2 被害の拡大を防止するためには、消費者に対する様々な媒体を通じた効果的な警告や、関係情報の収集・分析が重要である。

国はこれらの措置も含めた対応を迅速に行うべきである。

3 そもそも「ロコ・ロンドン金取引」商法は、商品デリバティブにおける規制の隙間を狙って拡大しているものであって、このような法の隙間がある限り、将来「ロコ・ロンドン金取引」商法から撤退した業者により、新しい「投資商品」を用いた新しい投資被害が生み出されることは必至である。このような、悪循環と被害の拡大を繰り返さないためには、早急に商品デリバティブについての実効ある横断的・包括的規制を実現することが必要である。

また、対応が刑事罰によらなければならない現状では、対応までにある程度の時間を要することにならざるを得ず、その間に、悪質業者は荒稼ぎをして姿をくらますことが事実上可能となる。こうした事態を防ぐためにも、行政機関による監督を通じて、迅速な処分を行うことができるよう規制と監督体制を整える必要がある。

すなわち、当連合会が繰り返し意見を述べてきているとおり、商品デリバティブの分野における実効ある横断的・包括的な法整備を一刻も早く行うべきである。

4 当連合会は、いわゆる「外国為替証拠金取引」商法問題で、対応が遅れ、被害拡大を許してしまったことに対する真摯な反省に立ち、本意見の趣旨記載の施策を迅速に講じられるよう、強く要請する。

以 上

参考資料

- ・ 国民生活センターホームページの警告文「新手的投資話『ロコ・ロンドン金に注意！』」
- ・ 経済産業省ホームページの警告文「『ロコ・ロンドン取引』と称する金（貴金属）の取引にご注意下さい」
- ・ 金融デリバティブ及び商品デリバティブの規制範囲に関する図
- ・ 外国為替証拠金取引および不招請の広告・勧誘禁止に関する意見書（2003年12月20日）

（注釈一覧）

- (注1) 金融デリバティブ・商品デリバティブ 金融デリバティブについては、金融商品取引法第2条第20項～第25項が定めており、金融商品（有価証券、預金契約等に基づく権利、通貨等）又は金融指標（金融商品の価格又は利率等、気象の観測の成果にかかる数値等）に基づく先物取引、指数先物取引、オプション取引、指数オプション取引、スワップ取引及びクレジット・デリバティブ取引等がこれに該当する。商品デリバティブについては、（国内の商品デリバティブについて）商品取引所法第2条第8項が定めており、（狭義の）先物取引（現物先物取引及び現金決済型の先物取引）、商品指数先物取引、オプション取引等がこれに該当する。
- (注2) 2006年3月24日付「証券取引法の一部を改正する法律案（金融商品取引法（いわゆる投資サービス法）案）の修正を求める意見書」、2005年8月26日付「金融審議会金融分科会第一部会投資サービス法制に関する「中間整理」に対する意見書」、2004年5月8日付「金融サービス法の制定を求める意見書」など
- (注3) 国民生活センターホームページ「新手的投資話『ロコ・ロンドン金』に注意！」
[url:http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/locoLondon.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/locoLondon.html)
- (注4) 経済産業省ホームページ「『ロコ・ロンドン取引』と称する金（貴金属）の取引にご注意下さい」
[url:http://www.meti.go.jp/policy/commerce/a00/2007/0131.html](http://www.meti.go.jp/policy/commerce/a00/2007/0131.html)
- (注5) 2007年2月19日付日本消費経済新聞
- (注6) 参議院「証券取引法等の一部を改正する法律案」及び「証券取引法等の一部を改正する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律案」に対する附帯決議 「商品先物取引等については、改正後の商品取引法の執行に鋭意努めることはもちろんのこと、委員会における指摘を誠実に受け止め、商品先物取引はレバレッジ効果を有するリスクの高い商品であることを踏まえ、一般委託者とのトラブルが解消するよう委託者保護に全力を尽くしていくこと。今後のトラブルが解消していかない場合には、不招請勧誘の禁止の導入について検討すること。」
- (注7) 外国為替証拠金取引について賭博行為性を認定しあるいは取引自体が違法であると判示したものとして、札幌地判平成15年5月16日（金融商事判例1174号33頁）、札幌地判平成15年6月2

7日（先物取引裁判例集34号409頁）札幌高判平成17年6月23日（先物取引裁判例集40号487頁、確定）東京地判平成17年7月12日（先物取引裁判例集40号506頁）東京地判平成17年11月11日（先物取引裁判例集41号716頁）東京高判平成18年9月21日（金融・商事判例1254号35頁）岡山地判平成18年11月9日（先物取引裁判例集46号377頁）東京地判平成19年1月24日（判例集未登載）などがある。

（注8） 岡山地判平成18年11月9日（先物取引裁判例集46号377頁）は、「適合性原則の違反、説明義務の違反が認められるばかりか、相対取引であり、被告会社と原告との利害が相反するのに、被告会社が一方的に手数料の支払いを受けることになっていて、刑法186条2項所定の賭博場開帳等図利の犯罪構成要件にも該当するほか、被告会社に損失が累積すれば、破綻必至であり、原告には、益金は勿論、証拠金すら被告会社から回収する術がないというのに、原告が預託した証拠金の保全措置がとられたことを認めるべき証拠はないから、現実に損失を被るのは事実上顧客である原告だけとなる、賭博としても甚だしく不公平な仕組みであることが指摘される。そうであれば、被告会社従業員の原告に対する本件証拠金取引への上記違反行為はもとより、このような取引をすること自体が公序良俗に著しく違反する高度の違法性を有する行為であるというべきであるから、被告会社従業員によるこれら一連の行為は、全体として、原告に対する不法行為を構成するというべきである。」と判示した。

（注9） 札幌高判平成16年2月26日判決（先物取引裁判例集36号197頁、確定）。

（注10） 「外国為替証拠金取引」商法に関する刑事事件としては、福岡地方裁判所が2006年3月27日、組織犯罪処罰法違反の実刑判決を下した旨、報じられている（ファーストクラブ事件、西日本新聞2006年3月27日）。

（注11） 衆議院商工委員会における武藤嘉文国務大臣による商品取引所法改正案の提案理由の説明（1990年5月25日）。

（注12） 判例は、改正前の商品取引法第8条（類似施設開設の禁止）の規定について、金地金等（取引時点で現在する）及びその代金について、これらの授受をすることなく「証拠金」ないし「保証金」を差し入れて「売買」をし、将来の一定時期にこれらの現実の授受をせず反対売買をして差金のみの授受をすることができる、

というまさに本件取引同様の取引について、同条の適用を認めていた（名古屋地判昭和60年4月26日（判タ608号111頁、金融商事判例722号28頁他）。

（注13） 東京地判平成18年1月24日（先物取引裁判例集43号66頁）、大阪地判平成18年2月2日（先物取引裁判例集42号465頁）、東京地判平成18年8月30日（先物取引裁判例集45号392頁）、東京高判平成18年10月30日（先物取引裁判例集46号320頁）。

（注14） 大阪高判平成16年10月29日（先物取引裁判例集38号280頁）。

（注15） 東京地判平成17年2月1日（先物取引裁判例集40号107頁）。